

令和6年度 福祉団体等活動助成金 応募要領

【目的】

社会福祉法人直方市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、市内で地域福祉活動を行う団体に対し、赤い羽根共同募金の配分金を財源として事業活動等への助成を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

【助成の内容】

（1）対象団体（すべて該当する団体）

- ①法人格を持たない任意団体
- ②本会の活動に理解があり、本会が実施する事業等に協力できる団体
- ③市内に活動拠点を置いて、活動している福祉団体及び福祉ボランティアグループ
- ④会則を有し、毎年度活動計画書及び予算・決算書等を作成している団体

（2）対象事業

高齢者、障害者、児童等の福祉の向上や災害支援を目的とした自主的・積極的な活動に資する事業であり、助成を受けることにより、活動の成果を十分に発揮できる事業

（3）助成金額及び助成件数

- ①1団体につき3万円を上限（校区社会福祉協議会は10万円が上限）に事業費の3分の2以内で申請団体の件数、活動内容等を審査し、予算の範囲内により決定する
- ②前年度の決算において、多額の繰越金がある場合または申請時に多額の予備費が計上されている場合等、財産状況を考慮して決定する
- ③同一内容と認められる事業を継続して申請する場合は、事業状況を考慮して決定する

【助成の対象外】

- （1）国、県、市及び県社会福祉協議会、本会から他の補助金、助成金または委託を受けて行う事業
- （2）実施場所が直方市以外の事業
- （3）贈呈のみの事業

【助成対象経費】

次年度に予定する事業に要する経費（謝礼、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料等）とし、人件費及び飲食代は除く

【申請の方法】

申請は本会窓口にて直接申し込み（郵送不可）

1. 申請に必要な書類

- (1) 助成金交付申請書、福祉団体等活動助成事業計画書（様式第1号）
- (2) 会則、団体の紹介等のパンフレット、決算・事業報告等の団体の活動内容がわかるもの
※申請様式は、直方市社会福祉協議会のホームページにてダウンロードできます。

<http://www.nogatashakyo.org/>

2. 留意事項

- (1) 助成金申請は、千円単位（千円未満切り捨て）
- (2) 申請書類に不備がある場合は、申請対象外とする
- (3) 助成金の決定は、1団体に対して1事業

【申請受付期間】

令和5年7月1日（土）から令和5年8月18日（金）

8時30分から17時まで ※必着、郵送不可

【審査方法・審査基準】

1. 審査方法

助成金交付申請書が提出されたときは、申請に係る書類の審査及び必要に応じて聞き取り調査等を行い、助成事業の目的及び内容が適正であり、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付の決定をする

2. 審査基準

次の選考項目に従い、総合的に判断

審査項目	評価の視点
必要性	地域の福祉ニーズに合っているか
費用の妥当性	実現性のある予算編成か
効果	目的に沿った効果が期待できるか
市民参加	市民が参加しやすい事業であるか
継続性	事業終了後も団体活動が発展し広がる事業であるか

【結果の発表】

助成金交付の可否については、助成金交付額決定通知書（様式第2号）により直接応募者へ通知するものとする

※選考の経過及び内容はお答えすることは出来ませんので、あらかじめご了承ください。

【助成金交付時期】

令和6年5月下旬予定

【報告の方法】

翌年度4月末日までに本会窓口にて下記書類を提出（必着）

- （1）事業完了報告書（様式第4号）
- （2）助成事業で支出した費用の領収書の写し
- （3）事業のチラシやパンフレット、画像など助成対象事業の実績がわかるもの
- （4）事業実施時に「赤い羽根共同募金の配分金が使われている」とわかるもの

【書類提出先・問い合わせ先】

〒822-0026 福岡県直方市津田町7番35号
社会福祉法人直方市社会福祉協議会
TEL (0949) 23-2551 FAX (0949) 23-2552